



関税に関する 最近の動向

目次

関税に関する最近の動向	3
中国・香港製品に対するデミニミス免税措置を撤廃（2025 年 4 月 28 日）	3
医薬品および半導体に関する 232 条調査を開始（4 月 15 日）	3
欧州委員会、米国の相互関税に対する対抗措置の実施を 90 日間延期（4 月 14 日）	4
2025 年 4 月 11 日に米国が発表した相互関税の免除措置	4
米国から中国への輸入品に対する関税の改正を 4 月 12 日に発効	4
中国原産品の関税、4 月 10 日に引き上げへ ¹³	5
中国以外の原産地に対する IEEPA 相互関税の変更（4 月 9 日） ¹³	5
中国原産品の関税、4 月 9 日に引き上げへ ¹²	5
米国からの中国への輸入関税、4 月 10 日より 34%から 84%に引き上げ	5
米国から中国への輸入品に 34% の追加関税を 4 月 10 日より適用	6
米国「解放の日」関税 2025 年 4 月 2 日発表 ¹¹	6
米国への自動車および自動車部品の輸入に関する関税の最新情報 ¹⁰	7
ベネズエラ産原油の輸入国に追加関税課す大統領令を 4 月 2 日に発動 ⁹	7
米国の関税に対する欧州連合の対抗措置 – 2025 年 3 月 20 日 ⁸	8
鉄鋼およびアルミニウムの輸入品に関する米国の新たな輸入関税の変更 – 2025 年 3 月 12 日 ⁷	8
カナダおよびメキシコからの輸入品に対する追加関税の最新情報 – 2025 年 3 月 7 日 ⁶	9
中国、カナダ、メキシコからの輸入品に対する米国の新たな輸入関税の変更 – 2025 年 3 月 4 日 ⁵	9
米国からの輸入品に対するカナダの新たな輸入関税の変更 – 2025 年 3 月 4 日 ⁴	9
アルミニウム/鉄鋼輸入に関する新たな関税 – 2025 年 2 月 13 日 ³	10
中国に対するデミニミス措置の最新情報 – 2025 年 2 月 7 日 ²	11
カナダ、メキシコ、中国からの輸入 – 2025 年 2 月 5 日 ¹	11

関税に関する最近の動向

中国・香港製品に対するデミニミス免税措置を撤廃（2025 年 4 月 28 日）

米国税関・国境警備局（CBP）は 2025 年 4 月 25 日（金）、中国・香港製品に対するデミニミス免税措置の撤廃に関する貨物システムメッセージングサービス（CSMS）64861116 を掲載した。

- 5 月 2 日午前 12 時 1 分（米国東部標準時）より、中国および香港製品を含む 800 米ドル未満の米国への輸入品はすべて、デミニミス免税措置による免税の対象外となり、簡易通関または一般通関が必要となる。
- 中国および香港製品は、適用される関税および税金の対象となるため注意が必要。
- この通達により、250 ドル以上の関税対象品に対する一般通関要件が一時停止され、2,500 ドルまでの対象品については簡易通関が可能となる。この変更は、2025 年 4 月 30 日より有効。

医薬品および半導体に関する 232 条調査を開始（4 月 15 日）

- 米国商務省産業安全保障局（BIS）は、医薬品および半導体に関する 232 条調査を開始する。医薬品と半導体の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するため。
 - 医薬品、医薬成分およびその派生品（ジェネリック医薬品および非ジェネリック医薬品の完成品、医療対策製品、有効医薬成分や主要出発物質などの重要な投入物、およびそれらの派生製品を含む）
 - 半導体、半導体製造装置およびそれら派生製品（半導体、サブストレート、加工前のウェハー、レガシー半導体、その他関連製品を含む）

- BIS は輸入産業からのパブリックコメントを受け付ける。詳細および企業によるコメントの提出方法については、以下のリンクを参照：
 - 医薬品：[2025-06587.pdf](#)
 - 半導体：[2025-06591.pdf](#)

欧州委員会が米国の相互関税に対する対抗措置の実施を **90 日間延期（4 月 14 日）**

- 90 日間の延期に関する詳細は[こちら](#)
- EU による対抗措置に関する詳細は[こちら](#)

2025 年 4 月 11 日に米国が発表した相互関税の免除措置

- 2025 年 4 月 11 日、米国は、半導体、携帯電話、その他の電子機器に関連する HTSUS (Harmonized Tariff Schedule of the United States) の特定の「項 (Heading) (HS コード上 4 桁)」および「号 (Subheading) (HS コード上 6 桁)」について、IEEPA (国際緊急経済権限法) に基づく相互関税の除外を発表した。
- これらの除外措置は 2025 年 4 月 5 日まで遡って適用され、2025 年 4 月 2 日以降に発表された以前の通達で示された関税は免除される。
- なお、これらの項・号については、2025 年 2 月に発表された IEEPA フェンタニル関税の対象には引き続き該当する。
- 影響を受ける HTSUS 項・号の詳細なリストについては、[CSMS 64724565](#) 参照。

米国から中国への輸入品に対する関税の改正を 4 月 12 日に発効

- 2025 年 4 月 11 日、中国国務院は米国原産の全品目に対する追加関税を 84% から 125% に引き上げると発表した。この改正は 2025 年 4 月 12 日に発効する。
- その他の事項は税委会公告 2025 年第 4 号に準ずるとしている。

中国原産品の関税、4月10日に引き上げへ¹³

- 4月9日、米国は中国、香港特別行政区、マカオ特別行政区の製品に対する米国への輸入関税率を引き上げると発表した。
- 4月10日より、中国、香港特別行政区、マカオ特別行政区の製品に対する国際緊急経済権限法（IEEPA）相互税率は125%となり、前回発表の84%から調整された。
- 2025年2月からのIEEPA関税に加え、これらの関税は、中国、香港特別行政区、マカオ特別行政区が原産国の場合、米国への輸入品に対する合計関税率は145%となる。

中国以外の原産地に対するIEEPA相互関税の変更（4月9日）¹³

- 4月9日、米国は[附属書1](#)（当初は4月2日に発表）で特定された国に対するすべての国別相互税率を90日間停止すると発表した。
- 一方で、中国、香港特別行政区、マカオ特別行政区の相互関税は引き上げられる
- 一時停止は4月10日午前0時1分（米国東部標準時）から開始される
- 中国、香港特別行政区、マカオ特別行政区、カナダ、メキシコ以外のすべての国に対しては、4月5日に発効した10%の相互関税が引き続き適用される。

中国原産品の関税、4月9日に引き上げへ¹²

- 4月8日、米国は中国、香港特別行政区、マカオ特別行政区産品に対する米国への輸入関税率を引き上げると発表した
- 4月9日より、中国、香港特別行政区、マカオ特別行政区品に対する国際緊急経済権限法（IEEPA）関税率は84%となり、前回発表の34%から調整された。
- - これらの関税は、2025年2月からのIEEPA関税に加え、中国、香港特別行政区、マカオ特別行政区が原産国の場合、米国への輸入品に対する合計関税率は104%となる。

米国からの中国への輸入関税、4月10日より34%から84%に引き上げ

- 2025年4月9日、中国国務院は、米国原産の全品目に対する追加関税を34%から84%に改正し、北京時間4月10日午前0時1分より適用すると発表した。

- その他の事項は税委会公告 2025 年第 4 号に準ずるとしている。

米国から中国への輸入品に 34% の追加関税を 4 月 10 日より適用

2025 年 4 月 4 日、中国国務院は、2025 年 4 月 10 日より、米国原産の全輸入品に追加関税を課すと発表した：

- すべての米国原産品に対し、現在適用されている関税率に基づき、34% の追加関税が課される。
- 現行の保税・減免政策に変更はなく、今回の追加関税は減免されない。
- 北京時間 4 月 10 日午前 0 時 1 分以前に出荷され、北京時間 4 月 10 日午前 0 時 1 分から北京時間 5 月 13 日午前 0 時の間に到着し通関された貨物は対象から除外される。

米国「解放の日」関税 2025 年 4 月 2 日発表¹¹

2025 年 4 月 2 日に発表された米国の 2 つの大統領令は、中国原産の商品に対する新たな関税とデミニミスの再停止について詳述している。

相互関税

- 米国東部時間 4 月 5 日午前 0 時 1 分から、全ての国から輸入される全ての品目に 10% の追加関税を課す。
- 米国東部時間 4 月 9 日午前 0 時 1 分から、米国の貿易赤字額が大きい国に対しては、関税率を引き上げて「相互関税」を課す。
- 国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき、米国大統領は必要とみなされる場合にはこれらの関税を引き上げる権限を有する。
- カナダとメキシコに対しては、フェンタニル／移民を理由とした IEEPA に基づく追加関税を課しているため、今回の関税措置は適用しない。つまり、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の要件を満たす製品に関税は課されないが、要件を満たさない製品には 25%（エネルギー製品およびカリ（ポタッシュ）は 10%）の追加関税が課される。
 - 既存のフェンタニル／移民に関する IEEPA に基づく措置が終了した場合、USMCA の要件を満たす製品は引き続き優遇措置を受け、要件を満たさない製品には 12% の相互関税が課される。
- 今回の相互関税の対象外となる品目：

- (1) 合衆国法典第 50 編第 1702 条 (b) の対象品目
- (2) 鉄鋼/アルミニウム製品、自動車/自動車部品
- (3) 銅、医薬品、半導体、木材製品
- (4) 将来的に 232 条関税の対象となる可能性のあるすべての品目
- (5) 地金
- (6) エネルギー、その他米国内で入手できない特定鉱物

デミニミス

- 2025 年 5 月 2 日付で、米国は低価格の中国製品の米国への免税措置を終了するという以前の決定を復活させる。

米国への自動車および自動車部品の輸入に関する関税の最新情報¹⁰

米国に輸入される自動車（乗用車、小型トラック、貨物バン）および特定の自動車部品（エンジンおよびエンジン部品、トランスミッションおよびパワートレイン部品、電気部品）に対して 25% の関税を課することが発表された。自動車に対する関税は 2025 年 4 月 3 日午前 12 時 1 分（米国東部時間）から実施される。自動車部品に対する関税は、連邦官報に記載された日付に従い、遅くとも 2025 年 5 月 3 日までに実施される。詳細は[こちら](#)。

ベネズエラ産原油の輸入国に追加関税課す大統領令を 4 月 2 日に発動⁹

2025 年 4 月 2 日より、ベネズエラ産の原油を直接または第三者を通じて購入する国々に対し、米国への輸入品に 25% の追加関税が課される可能性がある。

関税変更の主な内容：

- これらの関税は、IEEPA（国際緊急経済権限法）、通商拡大法（Trade Expansion Act of 1962）の第 232 条や第 301 条などに基づいてすでに輸入品に課せられている関税に上乗せされる。
 - 追加関税は、対象国がベネズエラ産原油を輸入した最後の日から 1 年後、または国務長官が適切と判断した場合はそれ以前に失効する。
 - この関税が中国に対して課される場合、香港とマカオも含まれる。

- 米国国務長官は、財務長官、商務長官、国土安全保障長官、および通商代表部と協議の上、自ら裁量で関税の対象国を決定する。
- ベネズエラのニコラス・マドゥロ政権の政策や措置が米国に脅威を与え続けているとして国家非常事態が発令されており、この大統領令はそれに基づくものである。
- この大統領令は、現在も有効な大統領令 13692 号、13808 号、13850 号、13884 号で課された既存の制裁に倣うものである。

UPS は、当社のサプライチェーンの混乱を最小限に抑えるため、この状況を注視しています。UPS のサービスに影響を与える可能性のある変更については、随時お客様にお知らせいたします。お客様におかれましては、サプライチェーンの見直しやコストへの影響の検討、新規制への対応について確認されますようお願い申し上げます。

米国の関税に対する欧州連合の対抗措置 – 2025 年 3 月 20 日⁸

米国が鉄鋼・アルミニウム製品に課した関税への対抗措置として、欧州連合（EU）は現在停止している 2018 年と 2020 年の関税を復活させる。これらの関税の復活は当初 3 月 11 日に発表され、2 段階で展開される予定だった。第 1 弾は 4 月 1 日、第 2 弾は 4 月中旬。

EU は 3 月 20 日、米国に対する対抗関税の発動を 4 月 13 日まで延期すると発表した。当初、EU の対抗措置第 1 弾は 4 月 1 日に発効する予定だった。この延期は、米国と建設的な対話を行うための時間を確保することを目的としている。

対象品目のリストは [Circabc](#) を参照。

鉄鋼およびアルミニウムの輸入品に関する米国の新たな輸入関税の変更 – 2025 年 3 月 12 日⁷

2025 年 3 月 12 日より、米国政府はすべての鉄鋼とアルミニウムの輸入品に 25% の関税を適用する。これらの関税は、鉄鋼およびアルミニウムを原料とする特定の派生製品にも適用される。新たに追加される分類の全リストは、[アルミニウム](#)および[鉄鋼](#)の輸入に関する連邦官報告示参照。

カナダおよびメキシコからの輸入品に対する追加関税の最新情報－2025 年 3 月 7 日⁶

2025 年 3 月 7 日より、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の対象となる品目は、2025 年 3 月 4 日に発効したカナダおよびメキシコ原産の商品に対する 25%の関税が免除される。

USMCA の[詳細](#)はこちら。

中国、カナダ、メキシコからの輸入品に対する米国の新たな輸入関税の変更－2025 年 3 月 4 日⁵

2025 年 3 月 4 日より、カナダとメキシコ原産のすべての品目に 25%の関税が適用される。カナダ産のエネルギー資源（石油、天然ガス、電力）には 10%の関税が適用される。これらの関税引き上げは当初 2 月 4 日に発効する予定だったが、30 日間延期された。

2025 年 3 月 2 日付の大統領令により、カナダおよびメキシコ原産のすべての品目について、デミニミス免税措置が適用される。デミニミス免税は、関税収入を完全かつ迅速に処理・徴収するための適切なシステムが整ったことを商務長官が大統領に通知した時点で、これらの商品の免税は終了する。

また、2025 年 3 月 4 日より、中国/香港特別行政区原産品に対する追加関税率は、従来+10%であったが、既存の関税に加えて+20%に修正された。2025 年 2 月 5 日付の大統領令により、中国/香港特別行政区原産品にはデミニミス免税措置が適用される。これは、関税収入を完全かつ迅速に処理・徴収するための適切なシステムが整備されていることを商務長官が通知するまで保留される。

米国からの輸入品に対するカナダの新たな輸入関税の変更 - 2025 年 3 月 4 日⁴

2025 年 3 月 4 日より、カナダに輸入される米国原産の特定の品目には、関税額の 25%の追加関税 (surtax)が課される。この追加関税は、商用または個人用の目的を問わず、また米国以外の国から輸出される場合であっても、従来の関税に加えて適用される。

さらに、追加関税の対象となる米国産品には、郵便輸入減免令（*Postal Imports Remission Order*）または宅配便輸入減免令（*Courier Imports Remission Order*; デミニミス免税措置を含む）に基づく関税、売上税および／または物品税の減免の対象となり得るものが含まれる。

アルミニウム/鉄鋼輸入に関する新たな関税 - 2025 年 2 月 13 日³

2025 年 3 月 12 日より、米国政府はすべての鉄鋼とアルミニウムの輸入品に 25% の関税を課す。

関税の変更に関する主な内容：

- 鉄鋼とアルミニウムの輸入品に対する関税は 25% に設定される。
 - これは、2018 年以降に第 232 条関税の対象となった国々からの鉄鋼とアルミニウムの輸入だけでなく、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、EU、日本、メキシコ、韓国、ウクライナ、英国など、これまで対象外だった国々からの鉄鋼とアルミニウムの輸入にも適用される。
 - トルコからの鉄鋼の輸入には、引き続き 50% の関税が課される。
- 関税は鉄鋼とアルミニウムから作られる特定の派生製品に適用される。2025 年 3 月 12 日以降、新たに関税の対象となる鉄鋼とアルミニウムの派生製品があり、追加となる製品のリストを確認中。関税は、鉄鋼が米国内で溶解・注湯されたもの、またはアルミニウムが米国内で製錬・鋳造されたものでない限り適用される。
 - 鉄鋼・アルミニウム派生品の輸入者は、鉄鋼・アルミニウムの原産地を確認するため、米国税関・国境警備局（CBP）に必要書類を提出しなければならない。
 - 鉄鋼の派生品が HTS（関税率表）コードの 73 類に該当しない場合、関税は鉄鋼含有量にのみ適用される。
 - アルミニウムの派生品が HTS コードの 76 類に該当しない場合、関税はアルミニウム含有量にのみ適用される。
- さらに、2025 年 2 月 10 日、午後 11:59（米国東部標準時）からは、米国での生産不足を理由とする新製品の除外は認められず、更新もされない。
 - 既存の除外対象品については、有効期限が切れるまで、または除外品の数量がなくなるまで（いずれか早い方）除外が認められる。
 - すべての一括承認除外（General Approved Exclusions、GAE）は 2025 年 3 月 12 日に終了する。

- 自由貿易地域（FTZ）に搬入される米国への輸入品のうち、追加関税の対象となる商品については、FTZ 内で「特恵外国ステータス（privileged foreign status）」を付保されなければならない。
- 課税を逃れるために鉄鋼・アルミニウムの輸入品を不正に分類した場合、軽減要因を考慮することなく、法の下で最大限の金銭的処罰が科せられることになる。
- 今回の追加関税プログラムでは、再輸出される鉄鋼・アルミニウムの輸入貨物に対する関税の還付はない。

中国に対するデミニミス措置の最新情報－2025 年 2 月 7 日²

金曜に発令された大統領令により、中国からの国際小口貨物に適用されるデミニミス（非課税基準額）措置が一時的に復活した。しかし、これらの品目の関税収入を効率的に処理して徴収するシステムが整備されたことを商務長官が大統領に報告した時点で、この免除措置は終了する。

現時点では、対中追加関税に関して 2 月 7 日に発表された修正により、適切な関税徴収システムが整備されたことを商務長官が確認するまで、中国と香港からの対象品目には引き続きデミニミスルールが適用される。

カナダ、メキシコ、中国からの輸入 - 2025 年 2 月 5 日¹

2025 年 2 月 1 日、米国政権はカナダ、メキシコ、中国に対する輸入関税に影響を与える 3 つの大統領令を発令した。2025 年 2 月 4 日 午前 12:01（米国東部標準時）に発効する変更点は以下のとおり：

- 中国＆香港に対する追加関税（2025 年 2 月 4 日発効）
 - 中国と香港からの全品目に 10% の追加関税が上乗せされる。
 - デミニミスルールは停止され、品目の価格に関係なく全貨物に該当する関税が課される。
 - 関税法第 321 条のデミニミス（非課税基準額）措置は、中国や香港からの品目には適用されなくなる。

- デミニミスルールに基づく対象貨物の入国および通関申請は却下される。
- カナダとメキシコに対する追加関税（現時点では 3 月まで一時停止）
 - 当初は、カナダとメキシコからの全品目に 25%の追加関税が課されることになっていた。
 - カナダからのエネルギー資源（石油、天然ガス、電力）は 10%の関税対象となっていた。
 - 2025 年 2 月 3 日現在、これらの国との交渉が続く中、これらの関税の適用は少なくとも 30 日間停止されている。

出典

¹ Cargo Systems Messaging Service (CSMS): [CSMS # 63988468 - GUIDANCE: Additional Duties on Imports from China, Federal Register Notice for China: 2025-02293.pdf](#)

² Cargo Systems Messaging Service (CSMS): [CSMS # 64045612 - UPDATED GUIDANCE: ACE Processing of De Minimis Shipments Per Executive Orders issued February 1, 2025, as Amended February 5, 2025](#)

³ Cargo Systems Messaging Service (CSMS): [CSMS # 64384423 - UPDATED GUIDANCE: Import Duties on Imports of Steel and Steel Derivative Products 03/11/2025 09:05 PM EDT](#)

⁴ List of products from the United States subject to 25 per cent tariffs effective March 4, 2025 <https://www.canada.ca/en/departement-finance/news/2025/03/list-of-products-from-the-united-states-subject-to-25-per-cent-tariffs-effective-march-4-2025.html>

⁵ Cargo Systems Messaging Service (CSMS): [CSMS # 64297449 Additional Duties on Imports from Canada \(3/3/2025\)](#), Cargo Systems Messaging Service (CSMS): [CSMS #64297292 Additional Duties on Imports from Mexico \(3/3/2025\)](#), Cargo Systems Messaging Service (CSMS): [CSMS #64299816 Additional Duties on Imports from China & Hong Kong \(3/3/2025\)](#)

⁶ Official CBP Statement on Tariffs <https://www.cbp.gov/newsroom/announcements/official-cbp-statement-tariffs>

⁷ Cargo Systems Messaging Service (CSMS): [CSMS # 64384423 - UPDATED GUIDANCE: Import Duties on Imports of Steel and Steel Derivative Products 03/11/2025 09:05 PM EDT](#)

⁸ European Commission Countermeasures to US steel and aluminum tariffs https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_740

⁹ Imposing tariffs on countries importing Venezuelan oil <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/03/imposing-tariffs-on-countries-importing-venezuelan-oil/>

¹⁰ CSMS # 64624801 - GUIDANCE: Import Duties on Certain Automobiles <https://content.govdelivery.com/accounts/USDHSCBP/bulletins/3da18a1>

¹¹ U.S. Executive Order: Regulating Imports with a Reciprocal Tariff... <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/04/regulating-imports-with-a-reciprocal-tariff-to-rectify-trade-practices-that-contribute-to-large-and-persistent-annual-united-states-goods-trade-deficits/>; U.S. Executive Order: Further Amendment to Duties addressing the Synthetic Opioid Supply Chain... <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/04/further-amendment-to-duties-addressing-the-synthetic-opioid-supply-chain-in-the-peoples-republic-of-china-as-applied-to-low-value-imports/>

¹² CSMS # 64687696 - UPDATED GUIDANCE – Reciprocal Tariffs on Goods of China, April 9, 2025, Effective Date <https://content.govdelivery.com/accounts/USDHSCBP/bulletins/3db0e50>

¹³ CSMS # 64701128 - UPDATED GUIDANCE – Reciprocal Tariffs – Increase in Rate for China and Reversion of Other Country-Specific Rates, Effective April 10, 2025
<https://content.govdelivery.com/accounts/USDHSCBP/bulletins/3db42c8>